

23 食産第 1806 号
平成 23 年 11 月 24 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

中国向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について

東日本大震災に伴い、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地の証明や放射性物質に関する検査証明などが求められております。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 21 日付 23 国際第 83 号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、証明書発行の協力をお願いしているところで

す。
今般、中国向けに輸出される食品の輸出証明書の発行について、「中華人民共和国向け輸出産品産地証明書」（以下、「産地証明書」という。）の取扱いが下記のとおり決定されましたので、産地証明書の発行についてご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、放射性物質検査が必要な証明書の発行については、引き続き中国政府と協議中であり、協議が整い次第、改めてお知らせいたします。

記

中国政府は、4 月 9 日以降、日本から中国へ輸出される食品等に対して、一部の都県からの輸入を停止し、それ以外の道府県からの輸入については、日本の当局が発行する産地証明書や放射性物質検査証明書の提出を求めています。

今般、このうちの産地証明書の様式等について協議が整ったことから、別表区分 3 の対象地域・品目について、別紙のとおり産地証明書の発行条件及び手続を定めましたのでお知らせいたします。

なお、中国政府は、輸入停止措置を講じている別表区分 1 の対象となる 10 都県による証明書の発行を認めておりません。

また、水産品及び水生動物については、水産庁において証明書を発行しております。

(別表)

	対 象 地 域	対 象 品 目	規 制 内 容
1	10 都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉）	食品、飼料	輸入停止
2	10 都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、水産品及び水生動物（※）、茶葉及びその製品、果実及びその製品、薬用植物産品	①中国の放射性物質基準に適合することの証明を要求 ②産地の証明を要求
3	10 都県以外	その他の食品・飼料	産地の証明を要求

※ 水産品及び水生動物については、水産庁において証明書を発行。

中国向け輸出食品等の輸出に関する証明申請書

年 月 日

都道府県農林担当部局長 殿

申請者 住所
氏名 印

私は、標記について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴自治体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。

Certification of the Place of Origin
for the Import into the People's Republic of China
(对中华人民共和国出口产品原产地证明书)
Food and Feed of Japan
(日本国食品及饲料品)

Invoice Number(发票号码): ●●●● Declaration Number(证明书号码): ●●●●

Country of dispatch (出口国): Japan

Central Competent authority (主管部门): _____

Local Government (地方政府): _____

Name of Products (产品名称): _____

Products and Package (产品及包装): _____

Embarkation (出口地): _____

Destination (目的地): _____

Producing district (原产地): _____

Producing district of a main material (产品主要加工原料的产地)

Methods and Routes of Transportation of products between the producing district, embarkation place and the destination in China

(从生产地区到发货地和中国目的地的运输方式及路线)

Methods and Routes of Transportation of a material between the producing district and establishment

(加工原料产地到加工厂的运输路线)

Name and Address of Establishment (加工厂名称及地址):

Name of Exporter (出口商): _____

Name of Consignee (进口商): _____

Quantity and Weight (数量和重量): _____

Date of Production (生产日期): _____

Exporter (出口商) :

Name (名称) : _____

Address (地址) : _____

Country (国家) : _____

Consignee (进口商) :

Name (名称) : _____

Address (地址) : _____

Country (国家) : _____

Authorized by (授权签发人) :

Name (姓名) : _____

Position (职位) : _____

Stamp (盖章)

中国向けの証明書の発行条件及び発行手続きについて

第1 中国向けの産地証明書発行の対象品目

別表1にある「野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果実及びその製品、薬用植物製品。」以外のその他の食品・飼料。

第2 産地証明書の発行要件

以下の要件を満たす食品等に証明書を発行することとする。

第1に該当する産品が、10都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉）以外の道府県で収穫・加工されたものであること。

第3 産地証明書の申請手続き

- 1 産地証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（4）に掲げる書類を都道府県の農林担当部局等（農林水産物の輸出担当が他部局である場合にあっては、その部局。以下「農林水産担当部局等」という。）宛に提出する。
 - （1）中国向け輸出食品等の輸出に関する証明申請書（別記様式1）
 - （2）中国政府への産地証明書（別記様式2）
 - （3）収穫・加工された道府県を証明することができる書類
 - （4）その他別記様式2の記載事項を確認することができる書類
- 2 都道府県の農林担当部局等は、1の（3）及び（4）の内容が別記様式2の記載事項と合致することを確認の上、産地証明書を発給する。

第4 申請先

都道府県の農林担当部局等

第5 特別な場合における国による証明書の発行

- 1 以下のような特別の場合にあっては、国（地方農政局等を含む。）は証明書を発行することができる。
 - （1）申請する対象品目が水産物である場合
 - （2）被災により証明書の発給が事務的に困難となっている県への申請者である場合
 - （3）その他国の関与が必要と認められる場合
- 2 1の（3）の「その他国の関与が必要と認められる場合」については、都道府県が国（地方農政局等を含む。）と協議して決定するものとする。

第6 その他

諸外国の要求する証明書について疑義のある事項が生じた場合には、農林水産省食料産業局輸出促進グループあて協議するものとする。

放射性物質検査証明書発行の対象となる製品の中国側の品目分類コード

1. この表は、中国政府が、我が国からの食品の輸入について、放射性物質検査を行うことを求めている対象品目を示したものです。
2. このリストのHSコードに該当しておらず、10 指定都県以外の産地である品目については、放射性物質検査は不要です。産地証明書のみを対象品目となります。

1. 野菜及びその製品

HS コード 07 章 ; 0701100000~0714909099

HS コード 20 章 ; 2001100000~2005999990、2006009010、2006009090

2. 水産品及び水生動物

HS コード 02 章 ; 0210930000、0208400000、0208500000、0210920000

HS コード 03 章 ; 0301100010~0307999090

HS コード 05 章 ; 0511919010、0511919090

HS コード 12 章 ; 1212201010~1212209090

HS コード 15 章 ; 1504100000、1504200000、1504300090、1506000010 ;

HS コード 16 章 ; 1603000010~1605909090

HS コード 20 章 ; 2008993100~2008993900

HS コード 21 章 ; 2103909000。

3. 茶葉及びその製品

HS コード 09 章 ; 0902101000~0903000000

HS コード 21 章 ; 2101200000。

4. 乳及び乳製品

HS コード 04 章 ; 0401100000~0406900000

HS コード 19 章 ; 1901100010 至 1901900000

5. 果物及びその製品

HS コード 08 章 ; 0801110000、0802110000、0802120000、0802901090、0802902000、0803000000、0804100000、0804200000、0804300090、0804400000、0804501090、0804502090、0804503000、0805100000、0805201000、0805202000、0805209000、0805400090、0805500000、0805900000、

0808100000、0808201200、0808201300、0808201900、0813100000、0813200000、0813300000、
0813401000、0813402000、0813403000、0813404000；

HS コード 20 章；2006001000、2006002000、2006009090、2007100000、2007910000、2007991000、
2007999000、2008192000、2008201000、2008209000、2008301000、2008309000、2008401000、
2008409000、2008500000、2008601000、2008609000、2008701000、2008709000、2008800000、
2008910000、2008920000、2008991000、2008992000、2008993900、2008999000。

6. 薬用植物産品

HS コード 12 章；1211201000～1211209900、1211901100～1211903600、1211903930～1211903999。